

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市南区久世上久世町地内			
路線名又は河川名等				
工事名	舗装道補修工事（桂川街道）			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	南部土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	94
舗装打換え工	m2	432	切削オーバーレイ工	m2	1,270
街渠版工	m	12	縁石工	m	6
区画線工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、一般市道久世103号線（桂川街道）において、舗装の経年劣化により、わだち掘れ・ひび割れが発生していることから、車両等の安全で快適な通行を確保する目的で舗装修繕等を行うものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年6月	
基 準 適 用 年 月	2025年6月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	06:舗装工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
道路土工	掘削工	残土等処分(廃路盤材)			m3	4,960	処分費	

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（桂川街道）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕			式	1				
道路土工			式	1				
掘削工			式	1				
掘削		土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量:小規模(標準以外)	m3	2				(概)
土砂等運搬 (廃路盤材)		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	2				(概)
残土等処分 (廃路盤材)			m3	2				
舗装工			式	1				
舗装打換え工 (車道補修部)			式	1				
舗装版切断 【夜間】		舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装厚:250mm	m	110				(概)
舗装版破碎(急速施工) 【夜間】		舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:25cm	m2	410				(概) 舗装版のみの打換え
殻運搬 【夜間】		殻種別:アスファルト殻(掘削)	m3	103				(概)
殻処分 【夜間】		殻種別:アスファルト殻(掘削)	m3	103				
不陸整正 (急速施工) 【夜間】(路盤の補足材敷均転圧)		1000m2未満,舗装版のみの打換え,無,再生粒度調整碎石 RM-30	m2	410				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（桂川街道）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
上層路盤 （車道・路肩部）（2層仕上）（急速施工） 【夜間】（舗装の敷均し転圧）		路盤材種類：路盤材（瀝青安定処理材各種），路盤材規格：再生瀝青安定処理（25），仕上り厚：150mm	m2	410				舗装版のみの打換え
基層 （車道・路肩部）（急速施工） 【夜間】（舗装の敷均し転圧）		材料種類：各種（2.30以上2.40t/m3未満），材料規格：再生粗粒度アスファルト（20），舗装厚：50mm，平均幅員：3.0m超	m2	410				舗装版のみの打換え
表層 （車道・路肩部）（急速施工） 【夜間】（舗装の敷均し転圧）		材料種類：各種（2.30以上2.40t/m3未満），材料規格：再生密粒度アスファルト改質Ⅱ型（20），舗装厚：50mm，平均幅員：3.0m超	m2	410				舗装版のみの打換え
切削オーバーレイ工			式	1				
舗装版切断 【夜間】		舗装版種別：アスファルト舗装版，舗装厚：100mm	m	180				（概）
切削オーバーレイ 【夜間】		平均切削深さ：7cmを超え12cm以下，舗設層数：二層，アスファルト材料種類（一層）：各種，アスファルト材料種類（二層）：各種	m2	1,270				
殻運搬（路面切削） 【夜間】		殻種別：アスファルト殻（切削）	m3	127				（概）
殻処分 【夜間】		殻種別：アスファルト殻（切削）	m3	127				
舗装打換え工 （縁石補修部）			式	1				
舗装版切断		舗装版種別：アスファルト舗装版，舗装厚：50mm	m	5				（概）
舗装版破砕		舗装版種別：アスファルト舗装版，舗装版厚：5cm	m2	16				（概）
殻運搬		殻種別：アスファルト殻（掘削）	m3	1				（概）
殻処分		殻種別：アスファルト殻（掘削）	m3	1				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（桂川街道）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
下層路盤 （歩道部）		路盤材種類：再生クラッシャー RC-30, 仕上り厚：100mm	m2	16				
表層 （歩道部）		材料種類：再生細粒度アスコン(13), 舗装厚：50mm, 平均幅員：1.4m以上	m2	16				
舗装打換え工 （街渠版補修部）			式	1				
舗装版切断		舗装版種別：アスファルト舗装版, 舗装厚：250mm	m	14				（概）
舗装版破碎		舗装版種別：アスファルト舗装版, 舗装版厚：25cm	m2	6				（概）
殻運搬		殻種別：アスファルト殻（掘削）	m3	2				（概）
殻処分		殻種別：アスファルト殻（掘削）	m3	2				
不陸整正		補足材：有, 補足材種類・規格：再生粒度調整砕石 R M-30, 補足材整正厚：29mm以上34mm未満	m2	6				
上層路盤 （車道・路肩部）		路盤材種類：路盤材（瀝青安定処理材各種）, 路盤材規格：再生瀝青安定処理（25）, 仕上り厚：75mm	m2	6				
上層路盤 （車道・路肩部）		路盤材種類：路盤材（瀝青安定処理材各種）, 路盤材規格：再生瀝青安定処理（25）, 仕上り厚：75mm	m2	6				
基層 （車道・路肩部）		材料種類：再生粗粒度アスコン（20）, 舗装厚：50mm, 平均幅員：1.4m未満	m2	6				
表層 （車道・路肩部）		材料種類：再生粗粒度アスコン（20）, 舗装厚：50mm, 平均幅員：1.4m未満	m2	6				
排水構造物工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（桂川街道）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	0.6				(概)
街渠版工			式	1				
街渠版(Ⅱ型) (一般部)		型枠, 生コンクリート(18-8-40BB), 目地板, 基礎碎石	m	12				(概)
縁石工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	0.2				(概)
縁石工			式	1				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ		ﾌﾞﾛｯｸ規格:B種(180/205×250×600)	m	6				(概)
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:無筋構造物, 工法区分, 機械施工	m3	1				(概)
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	1				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（桂川街道）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	1				
区画線工			式	1				
区画線工			式	1				
溶融式区画線 (実線15cm) 【夜間】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	210				(概)
溶融式区画線 (破線15cm) 【夜間】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:破線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	59				(概)
溶融式区画線 (セアラ45cm) 【夜間】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:セアラ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	210				(概)
溶融式区画線 (直進矢印) 【夜間】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	2				(概)
溶融式区画線 (右(左)折矢印) 【夜間】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	2				(概)
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員 【夜間】		A	人日	9				
交通誘導警備員 【夜間】		B	人日	36				
交通誘導警備員		B	人日	4				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（桂川街道）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 16.6%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
運搬費			式	1				
建設機械運搬費			台	2				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				

設計内訳書 (本01)

[illegible]

特記仕様書（個別工事編）

工事名 舗装道補修工事（桂川街道）
工事場所 京都市南区久世上久世町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第4条（施工時間）

施工時間は、下記工種以外は昼間施工とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考
舗装工	舗装打換え工 (車道補修部)		21時00分～6時00分	
	切削オーバーレイ工		21時00分～6時00分	
区画線工	区画線工		21時00分～6時00分	

第5条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

- (1) 年末年始規制
- (2) 観光規制
- (3) 祇園祭規制

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年始 規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
観光規制	道路工事 規制図 に記載す る地域 及び路線	4月1日～5月15日 10月の最終土曜日 ～11月の最終日曜日 (ただし、12月1日が 土曜・日曜の場合は12 月最初の日曜日まで)	規制期間中は、原則として工事を中止すること
祇園祭 規制	道路工事 規制図 に記載す る地域	7月10日～7月25日	規制期間中は、全面的に工事を中止すること

- 2 前項第3号において、祇園祭が疫病の蔓延その他の事由により中止となった場合は、監督職員の指示に従うものとする。

第6条（警察協議）

本工事は、国道171号との交差点に隣接した範囲での施工となることから、工事期間中の交通規制については安全な道路環境確保のため、施工前に警察と協議を実施する。

警察協議に要する期間が不確定であることから、契約後、速やかに上記交通規制を考慮した施工計画を立案し、監督職員と協議すること。

なお、警察協議の結果、施工内容の変更等が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第7条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
下水人孔	上下水道局	各所	未	別途調整	高さ調整	要
上水人孔	上下水道局	各所	未	別途調整	高さ調整	要

第8条（交通誘導警備員）

- 1 受注者は、当該工事に警備業者の交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。
- 3 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
施工箇所	2名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無
施工箇所	4名	交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 2名	夜間	有

- 4 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第9条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料	
材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 （JIS I類、JIS II類含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）
アスファルト合材 （排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
縁石工	歩車道境界ブロック(B 種)	

第10条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第11条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ	切削完了時の状況
舗装打換え工	舗装版破碎	舗装版撤去時の既存路盤面の状況

第 12 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、次の試験項目については、第三者機関かつ各規定に基づく試験のできる業者（又は、これと同等以上の設備を有する公的機関）で試験を実施するものとし、試験の結果は、試験完了報告書等と共に速やかに監督職員に提出するものとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度 等	備 考
舗装	上層路盤	現場密度 の測定	3箇所(※)	
	アスファルト舗装	現場密度 の測定	3箇所(※)	
		温度測定 (初期転圧)	1日4回	
		外観検査	随時	

※100m²未満が省略可、100～3,000m²は3箇所、3,001～10,000m²は10箇所での実施が必要。

10,001m²以上は10,000m²毎に10箇所。

4 建設副産物に関する事項

第13条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
アスファルト塊(掘削) 【夜間】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺近竹1他	設計運搬距離 L=6.6km
アスファルト塊(掘削) ※15cm以下	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺近竹1他	設計運搬距離 L=6.6km
アスファルト塊(掘削) ※15cm超	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺近竹1他	設計運搬距離 L=6.6km
アスファルト塊(切削) 【夜間】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18-1	設計運搬距離 L=8.7km
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48-1他	設計運搬距離 L=25.4km
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区伏見区下鳥羽上向島町102	設計運搬距離 L=4.5km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置

の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

第 14 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第15条（工事書類の提出）

- 1 完成検査の受検に向けた出来形図書については、施工完了後、速やかに提出すること。
- 2 工事関係書類の提出に当たっては、「工事関係書類作成マニュアル（案）（令和6年9月版）（※）」に基づき、適切な時期に提出すること。
- 3 施工計画書の作成に当たっては、「施工計画書作成要領（※）」に基づき作成し、契約締結後の30日以内に提出すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

- ・工事関係書類作成マニュアル（案）（令和6年9月版）
- ・施工計画書作成要領

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第16条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第17条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用

しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第18条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第19条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第20条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、必ず、着工前に工事ビラを工事箇所の周辺住民に配布すること。工事ビラの内容及び配布範囲等は監督職員の指示に従うこと。
- 2 現道上で工事を行う場合は、工事期間、道路占用形態などについて施工前に所轄警察署等の関係機関と協議する必要があるため、受注者は協議に必要な資料等を監督職員に提出すること。また、監督職員が求めた場合、週間（月間）工程表等の工事の進捗状況等に係る資料を作成し、所管消防署など工事関係機関または監督職員に提出しなければならない。
- 3 週間工程表及び月間工程表については、以下の提出日までに監督職員へ提出することとする。なお工程表の様式については、監督職員と協議して決定すること。

提出書類	提出日
週間工程表	前週 木曜日17時まで
月間工程表	前月 25日まで

- 4 受注者は工事着手に先立ち、地下埋設物などの占用物件の設置位置を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取り、占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。また、人孔の高さ調整については、企業への人孔高さ調整依頼資料を工事着手前に提出すること。
- 5 受注者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行うこと。
- 6 工事中の渋滞を緩和するため、迂回看板を工事箇所周辺に設置すること。設置枚数、場所については、事前に監督職員と協議して決めること。
- 7 地域住民及び通行車両等からの苦情や要望等については、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 8 ゴミ収集作業に協力し、沿道住民に迷惑をかけないこと。
- 9 縦断・横断勾配について、排水勾配を確保する必要があるため、工事着手前に速やかに測量結果を提出し、監督職員と縦断・横断計画について協議すること。なお、工事着手後に沿道土地所有者との協議等により変更を指示することがあるが、その場合は速やかに監督職員の指示に従うこと。

- 1 0 歩道巻込部や隅切部は滞水しやすいことから、工事着手前に前後の排水勾配を測量し、高さ等について監督職員と協議すること。
- 1 1 路面標示の復旧方法については、監督職員と協議し、指示に従うこと。
- 1 2 受注者は施工に先立ち、適切な補修工法及び施工範囲を確認するために、適宜ひび割れ状況等の調査を行ったうえで、監督職員と補修工法及び施工範囲について協議を行うこと。なお、これらに必要な試験費等は、設計変更の対象とする。

箇所図

